

厚生労働省
群馬労働局発表
平成29年7月28日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 佐藤 寿
課長補佐 大友 隆
産業安全専門官 塩野 泉
(電話) 027-896-4736

平成29年上半期(1月～6月)の労働災害発生状況

－ 死傷者数 870 人・死亡者数 6 人 －

1 労働災害の発生状況 (参考資料:「労働者死傷病報告受理件数表」「平成29年死亡災害事例」)

群馬労働局管内における平成29年上半期(1月から6月)までの労働災害による休業4日以上死傷者数は累計で870人、そのうち死亡者数は6人となっています。

【昨年同期に比較した特徴】

- ・ 死傷者数は175人減少(昨年同期の1,045人より16.7%減少)
- ・ 死亡者数は昨年同期と同数6人(昨年同期は6人)
- ・ 死傷者のうち経験年数3年以内の労働者が43.9%(昨年度44.2%)
- ・ 事故の型別では「転倒災害」が153人減少(昨年同期の345人より55.7%減少)
- ・ 業種別では製造業で死傷者数が90人減少(昨年同期の352人より25.6%減少)
- ・ 熱中症による災害0人(昨年同期0人)

2 労働災害の防止に向けた取組

8月の主な取組

【熱中症等の予防】

- ・ 熱中症を予防するため、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を5月～9月まで展開しています。
- ・ 8月19日開催の「お天気フェア」において熱中症予防を呼びかけます。(参考資料:「お天気フェア2017」)
- ・ 夏季に多い感電による死亡労働災害の防止を徹底します。(参考資料:「最近の感電死亡災害の分析と今後の対策」)

【夏季休暇中の労働災害防止対策】(別添資料参考)

- ・ 工場やプラント設備の定期修理時(非定常作業)における労働災害防止対策を徹底します。
- ・ 休暇明けの始業時における生産設備等の始業前点検の確実な実施を呼びかけます。

平成29年 労働者死傷病報告受理件数表

平成29年6月末現在
群馬労働局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製造業		40	1 95	17	2 77	14	18	1	3 262	1 352	2 -90
	食料品製造業	11	35	3	17	5	6	1	78	100	-22
鉱業			2					1	3	2	1
建設業		25	27	8	19	7	4	3	93	2 97	-2 -4
	木造家屋等建築工事	7	7	3	1				18	12	6
交通運輸・貨物取扱業		25	1 63	6	28	2	2	2	1 128	1 148	-20
	道路貨物運送業	19	1 55	6	26	1	2	2	1 111	1 120	-9
林業		1 4	1	8		1	1	3	1 18	13	1 5
上記以外の事業		100	140	23	50	26	1 11	16	1 366	2 433	-1 -67
	卸売業・小売業	36	44	9	11	7	6	1	114	143	-29
	通信業	8	8	1	2	2		2	23	33	-10
	医療保健業・ 社会福祉施設	19	30	6	9	5	2	2	73	75	-2
	旅館・ホテル業	1	3			2		2	8	11	-3
計		1 194	2 328	62	2 174	50	1 36	26	6 870	6 1,045	-175
前年同期		226	4 418	66	1 213	36	54	1 32	6 1,045		
増減		1 -32	-2 -90	-4	1 -39	14	1 -18	-1 -6	-175		

災害の種類別

災害の種類別・署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
転倒災害	39	71	17	41	14	6	4	192	345	-153
食料品加工用機械災害	3	4		1				8	16	-8
建設機械災害	2	5		5			1	13	11	2
クレーン・玉掛災害	7	6		5				18	21	-3
外国人の災害	5	21	1	1 16		1		1 44	43	1 1
公共工事の災害	3	3		2	3		1	12	1 22	-1 -10
交通労働災害	15	1 22	2	1 11	3	5	1	2 59	59	2
荷主先災害	10	36	4	5		2	1	58	61	-3

注1 この表は、死亡及び休業4日以上労働者死傷病報告を集計しています。

注2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。

注3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

平成29年死亡災害事例（建設業以外）

平成29年6月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	1月 11時頃 4人	60歳代 男 作業員	太陽光発電設備設置のための造成工事現場において、立木の伐採作業に従事していた被災者が、胸高約30cmの伐倒木の下敷きになっているのを発見された。	その他の林業	崩壊・倒壊	立木等
2	1月 15時頃 4人	50歳代 男 運転手	軽四貨物トラックを運転していた被災者が、対向車線のセンターラインオーバーの大型トラックと正面衝突した。	一般貨物運送業	交通事故（道路）	トラック
3	2月 9時頃 28人	40歳代 男 修理工	自動販売機の修理のため、社用車のバンを運転し首都高速を走行中、前のトラックに視界を遮られ右側に車線変更したところ、すぐ右横にトラックが故障で停止しており、そのまま激突した。	機械修理業	交通事故（道路）	トラック
4	2月 8時頃 28人	60歳代 男 作業者	午前7時頃からゴルフ場内の落葉の処理のため、トラクターを使用して作業を行っていたが、トラクターがコース法面の置かれ、行方が分からなくなり、周辺を捜していたところ、翌日池の中から遺体で発見された。	ゴルフ場	おぼれ	水
5	4月 17時頃 60人	20歳代 男 作業者	工場内において、派遣労働者と2人でプレス（400t、クランクプレス）加工作業中、被災者が金型内に頭を入れている時、派遣労働者がプレスを起動させ、被災者が頭をプレス機にはさまれ、死亡した。	自動車・同付属品製造業	はさまれ・巻き込まれ	プレス機械
6	6月 13時頃 60人	40歳代 男 作業者	製造した機械装置のメンテナンスのため、同僚と2人で県外の客先へ出張し、調整作業中の機械装置に頭部をはさまれ、死亡した。	機械器具製造業	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械

最近の感電死亡災害の分析と今後の対策

1. はじめに

電気が原因となった労働災害には感電、火傷、電気ショックによる墜落などの災害があります。感電災害は、例えば人が誤って電圧の高い電線等の露出部に接触したり、特別高圧線（7 kVを超える電圧）に接近したために発生するフラッシュオーバー（閃絡）が原因で発生しています。火傷は、電路の短絡やアーク溶接などに伴って発生する数千度にも達するアークや人体に流れる電流に起因して発生しています。アーク溶接に伴っては有害な紫外線や青色光が発生するため、電気性眼炎という目の障害が発生することがあります。

感電災害は他の型の労働災害と同様に減少しております。感電によって昭和49年には203人が死亡し、休業4日以上を負傷者が561人でしたが¹⁾、平成26年には15人が死亡し、休業4日以上を負傷者は101人にまで減少しております。

ここでは、平成15年からの10年間に発生した感電死亡災害の分析を行いました。その結果、事業規模が29人以下の事業場で、建設業、製造業において災害が主に発生している状況、また、災害の原因としては、ヒューマンエラーや安全管理体制の不備などソフト面が主であることがわかりました。その対策には安全管理体制の確立など基本的な対策をいかに実効性のあるものにしていくかの重要性が確認できました。

2. 感電災害の分析結果

(中略)

(5) 月別

図6には月別の感電死亡者数を示します。低圧による死亡者105人のうち7、8月ではおのおの26人、37人が死亡し、6、7、8、9月の合計では91人（全体の約87%）と大部分を占めています。これは夏場の高温環境下での作業のために作業者が発汗して人体の抵抗が低下すること、暑さのために肌を露出する可能性が高まること、作業中の注意力が低下することなどが要因と考えられています。高圧は月に対する依存性は見られませんが、高圧に対する危険性が作業者に認識されていることと高圧が使用される受変電設備、送配電線などでは感電防止対策が遵守されていることが要因と考えられます。

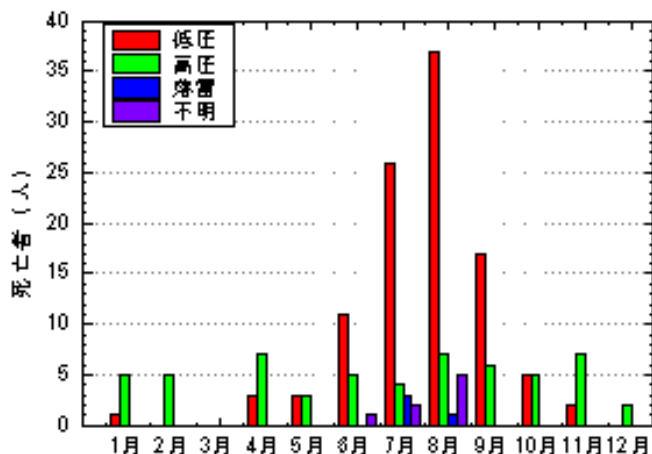


図6 月別の感電死亡者数

(6) 発生時間帯別

発生時間帯別の結果を図7に示します。電気工事など屋外で作業することが多いため、日中の作業時間帯での発生割合が多くなっています。

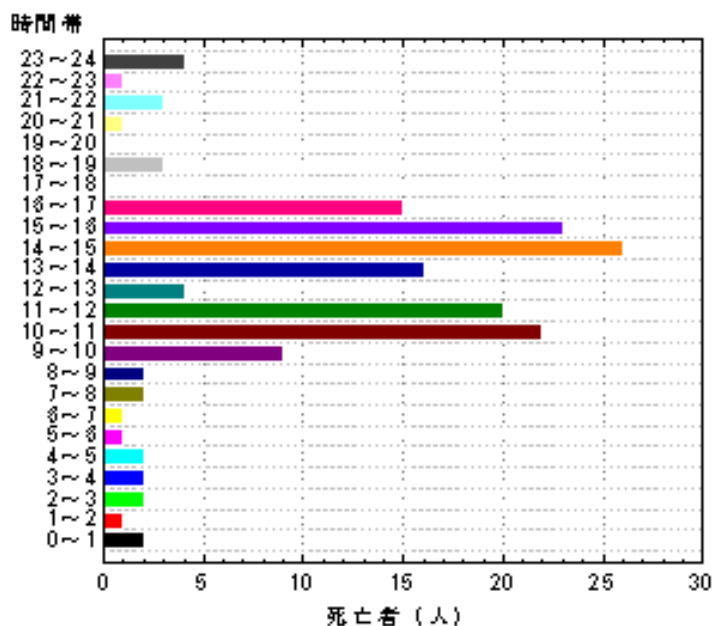


図7 発生時間帯別の感電死亡者数

(7) 発生時間帯別

データベースに記載された災害発生状況の概要に基づき大まかに分類した結果を図8に示します。最近では漏電や絶縁不良といった設備的な要因の死亡者は16人(約9%)と少なく、安全管理体制の不備や作業者のエラーなど設備以外の要因での死亡者が148人(約86%)と大半を占めている状況でした。

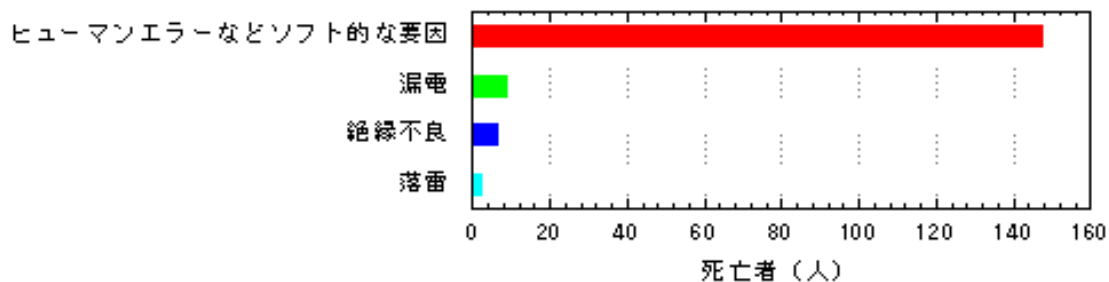


図8 原因別の感電死亡者数

夏季休暇中の労働災害防止対策

— 非定常作業の安全対策 —

夏季休暇中に機械・設備の定期修理や保全作業が行われることがあります。

これらの作業は日常的に反復、継続して行われる作業ではないため、「非定常作業」と呼ばれています。非定常作業は通常の作業に比べ、次のような要因で労働災害が発生するリスクが高くなると考えられています。

- 1 設備面及び管理面での事前の検討が十分でないことが多いこと
- 2 作業に従事する作業者が作業に習熟する機会が少ないこと
- 3 事業場の複数の部門（製造部門、保全部門等）、外注、下請業者等が輻輳して作業が行われること

非定常作業による労働災害を防ぐためには、次のような対策が有効です。

- 1 事前に安全な作業手順を定め、不明確な手順で作業を行わないこと
- 2 指揮命令体制を確立させ、作業中の連絡調整を密にすること
- 3 安全な作業手順を関係者に周知徹底すること
- 4 安全な作業手順が守られているか、チェックすること

また、夏季休暇明けの始業時には、定期修理等により設備が休暇の前の状態とは違っている場合もあるので、作業開始前の点検を確実に実施することが必要です。暫く作業を行っていないことから、手順ミスが発生する場合がありますので、作業標準等で定められた安全な作業手順を確実に実行することが重要です。